

委託先選定基準

「化審法の執行支援業務における業務効率化・データ利活用の推進に向けた情報システムの製品調査及びプロトタイプ版システムの構築」に係る提案書の評価にあたっては、以下の各項目について評価を行います。

1. 提案全体（配点 -点）

- ① 求める提案について記載されているか。
- ② 記載すべき事項がすべて記載されているか。

2. 実施体制（配点：10点）

(1) 作業体制（配点 5点）

- ① 各作業者の作業担当範囲が明確に提示されているか。
- ② 実施責任者を含めた作業者の人員が確保されているか。
- ③ 実施責任者及び各作業者は、それぞれ仕様書の「5. 2. 受託者に求める資格等の要件」で求めている業務実績を有しているか。

(2) 実施スケジュール（配点 5点）

- ① 各作業項目に必要な工数が明確に示されているか。
- ② 各作業項目での作業内容について、具体的かつ明確に示されているか。
- ③ 工程遅延の許されないマイルストーンが示されているか。
- ④ 各作業項目について、NITE と受託者の役割分担が明示されているか。
- ⑤ NITE の担当職員に業務負担をかけないための配慮・工夫があるか。
- ⑥ スケジュールが遅延しないための方策が具体的に示されているか。

3. 業務内容（配点：70点）

3. 1 業務内容への理解及び成果目標の明示（配点 10点）

- ① 本委託業務に求められている「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」等の化学物質管理業務及びその執行に関する業務フローが理解できているか。
- ② 現行の3省共同化学物質データベースシステム（以下「3省DB」という。）の主な機能や課題が理解できているか。
- ③ 本委託業務の成果目標を具体的に提示しているか。

3. 2 各検討課題における提案

- (1) 令和11年度運用開始を検討している新たな3省DB（以下「新システム」という。）に必要な機能要件、非機能要件及び移行するデータ項目の整理（仕様書3.（1）、

配点 10 点)

- ① 検討に係る業務の具体的な作業内容及び実施方法が示されているか。
- ② 調査報告書に記載予定の内容が具体的に示されているか。

(2) 新システムのデータ設計に係る検討(仕様書 3.(2)、配点 15 点)

- ① データ設計に係る業務の具体的な作業内容及び実施方法が示されているか。
- ② 調査報告書に記載予定の内容が具体的に示されているか。

(3) 新システムの候補製品の選定及びプロトタイプ版の構築(仕様書 3.(3) 配点 25 点)

- ① プロトタイプ版の新システムの候補製品となる市販サービスの選定及び構築に係る業務の具体的な作業内容及び実施方法が示されているか。
- ② 新システムの候補製品となる市販サービスを選定及び構築にあたって、業務効率化、情報セキュリティ及びコスト削減の観点などの具体的に検討すべき事項が示されているか。
- ③ 調査報告書に記載予定の内容が具体的に示されているか。

(4) 経費概算及び費用対効果の試算(配点 10 点)

- ① 各作業の実施に必要な経費の見積が「支出計画書」として明示されているか。

4. 情報セキュリティ体制(配点 10 点)

- ① 受託業務で取り扱う情報に関する秘密保持、情報セキュリティに対する社内体制を有しているか。
- ② 本委託事業を主に担当する部署、あるいは、本委託事業に係る責任者又は作業者が所属する部署は、情報セキュリティ管理に関する ISO27001 の認証、又は JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項の認証(プライバシーマーク制度)を取得しているか。

5. ワーク・ライフ・バランス等の推進(配点 7 点)

- ① えるぼし認定またはプラチナえるぼし認定を受けているか。
- ② くるみん認定、トライくるみん認定またはプラチナくるみん認定等を受けているか。
- ③ ユースエール認定を受けているか。

6. 従業員に対して目標値以上の賃上げを表明した企業であること(配点 7 点)。

- ① 別紙 6 に示すとおり、給与等受給者一人あたりの平均受給額(中小企業においては

給与総額）を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率以上の賃上げ（大企業：3%以上、中小企業：1.5%以上）を実施する旨を表明しているか。

7. その他加点項目（配点：35点）

- ①実施責任者及び作業者が仕様書の「5. 2. 受託者に求める資格等の要件」に係る豊富な実績を有していることが望ましい（10点）。
- ②新システムのデータ設計において、生成AIの活用などのデータ利活用を意識した提案が含まれていることが望ましい（5点）。
- ③プロトタイプ版の新システムについて、調査予定の市販サービスが具体的に提案されていることが望ましい（5点）。
- ④プロトタイプ版の新システムについて、提案書の段階で想定しているシステム構成案が具体的に提案されていることが望ましい（10点）。
- ⑤プロトタイプ版の新システムについて、想定される運用コスト、運用体制及び運用手順等を整理する提案が含まれていることが望ましい（5点）。

表 ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る配点

評価項目	認定等の区分		配点（点）※1 （評価の相対的な重要度等に応じ配点）
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女活法 ※2	プラチナえるぼし	7
		えるぼし3段階目	5
		えるぼし2段階目※4	4
		えるぼし1段階目※4	3
		行動計画※5	1
	次世代法 ※3	プラチナくるみん	7
		くるみん（令和7年4月1日以後の基準）	5
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	4
		トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）	4
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	4
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）	4
		くるみん（平成29年3月31日までの基準）	3
		行動計画策定（令和7年4月1日以後の基準）※5	1
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）		5

※1 複数の認定に該当する場合は、最も配点が高いもので加点する。

※2 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

※3 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

※4 労働時間等の働き方に係る基準を満たすことが必要。

※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

以上